

# Microsoft365・Teams ライセンス調達業務委託仕様書

本件は、発注者が利用する、Microsoft 365 Apps for enterprise 及び Microsoft Teams Enterprise のライセンス調達(更新)、期間中の支援を委託するものである。

## 1. 件名

Microsoft365・Teams ライセンス調達業務委託

## 2. 業務の内容

### (1) ソフトウェアの使用許諾に係るライセンスの調達（更新）

「3. 調達（更新）する製品名及びライセンス数」を、発注者の利用するテナントで使用可能とすること。

※発注者のテナントのアカウント情報については、契約締結後に発注者より通知する。

### (2) 契約期間中のサービス利用に関する支援

## 3. 調達（更新）する製品名及びライセンス数・サービス使用期間

### (1) Microsoft 365 Apps for enterprise

- ・ライセンス数：1,620
- ・期間：令和8年7月1日～令和11年6月30日（36か月）
- ・現行ライセンスの使用期限(参考)：令和8年6月30日

### (2) Microsoft Teams Enterprise

- ・ライセンス数：1,620
- ・期間：令和8年7月1日～令和11年6月30日（36か月）
- ・現行ライセンスの使用期限(参考)：令和8年6月30日

## ■注意事項

・日本マイクロソフト社の公共機関向けボリュームライセンスである、Enterprise Subscription Agreement for Government を利用すること。なお、当ライセンスは、Licensing Solution Partner（以下「LSP」という）からしか調達できないとされているが、本業務に関してはLSP以外からの調達についても日本マイクロソフト社から事前に承諾を得ている。受注者がLSPでない場合は、LSPと調整の上、確実に本仕様書を適用したライセンスを発注者に提供すること。

・発注者はMicrosoft 365 Apps for enterprise について閉域網での利用も予定している。なお、Microsoft 365 Apps for enterprise は、1ユーザー5台までのデバイスで同時利用可能とされているが、この度の調達に関しては同時利用を1ユーザー4台までとし、Microsoft 365 Apps for enterprise のライセンスを持つユーザーがMicrosoft Office LTSCを利用できるようにすること。この件についても、日本マイクロソフト社から事前に承諾を得ている。

・上記ライセンスについて不明点がある場合は、下記連絡先へ確認すること。

日本マイクロソフト株式会社

Digital Tele Sales Japan Area Lead

藤原 正三

電話: 03-4535-4260 メール: shozof@microsoft.com

#### 4. 契約期間中のサービス利用に関する支援

- ・受注者は契約期間中、本業務に関する発注者からの問い合わせに対応すること。なお、問い合わせの方法は原則、電話、メールによるものとし、対面の必要がある場合は別途協議の上、調整する。
- ・問い合わせは緊急時等を除き、原則、土日祝日を除いた8時30分から17時に行うものとする。
- ・サポートデスク等の専門の問い合わせ窓口の設置は求めないが、受注者は本業務における担当者を明確にし、誠実に問い合わせに対応すること。
- ・契約期間中に提供ライセンスの体系変更等が日本マイクロソフト社から提示された場合は、都度速やかに発注者あてに情報提供を行うこと。

#### 5. 履行場所

周南市

#### 6. 履行期間

契約締結日の翌日～令和11年6月30日

#### 7. 支払い条件

- (1) 契約期間における各会計年度の支払上限額について、発注者受注者で協議し定めるとする。ただし、支払上限額は各会計年度における発注者の予算を超えない範囲とする。
- (2) 受注者は契約締結後、ライセンスの調達に係る費用とサービス利用支援に係る費用の内訳を発注者に提示すること。
- (3) 受注者は、原則、業務を完了し、発注者の行う検査に合格したときは、委託料の支払請求書を発注者に提出するものとする。
- (4) 発注者は、受注者の提出する適法な支払請求書を受理したときは、当該支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払う。
- (5) サービス利用支援に係る費用は、その総額をサービス利用期間の月数で除した額を、サービス利用開始後における毎月の部分払いで支払うことができる。
- (6) ライセンスの調達に係る費用は、受注者が仕様書で定める製品、ライセンス数、使用期間を満たしたライセンスを調達したことを発注者が確認した後、初回のサービス利用支援に係る費用の月額と合算して支払うことができる。  
ただし、ライセンス調達にかかる費用と契約初年度のサービス利用支援に係る費用の合算額が、契約初年度の支払上限額を上回る場合は、支払上限額の範囲内でライセンスの調達に係る費用を支払うものとし、残額は2年目以降の会計年度において、支払上限額を超

えない範囲で、発注者受注者協議の上決定した月のサービス利用支援に係る費用と合算して支払うものとする。

#### 8. その他

- (1) 業務履行の途中で知ることとなった情報の取り扱いに厳重に注意し、受注者は、第三者に情報が漏えいしないように万全の防止策をとること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、その都度発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。